

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を鹿児島市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、地域に住む人々に対して環境保全のための有機農業の啓発、技術普及、食生活の改善の提案、生産者と消費者の提携の拡大及び『日本農林規格等に関する法律』に基づく有機農産物等の認証等の活動を行うことにより、地球環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 有機農業の啓発・技術普及に関する事業
- (2) 食品の安全性や環境保全に関する事業
- (3) 有機農業の理解を深める生産者と消費者の交流や、食農教育に関する事業
- (4) 『日本農林規格等に関する法律』等に基づく有機農産物等の認証業務

- (5) 有機酒類の認証業務
- (6) 社会貢献事業に関する広報活動
- (7) 前各号に付帯する事業

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 正会員及び賛助会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときには、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 正会員及び賛助会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金及び会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以上 20 人以内

(2) 監事 2 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長とし、若干名の副理事長及び常務理事を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員から選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の代表権を保持しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は、それぞれ認証業務部、組織財政部、企画部、広報部を担当し、次に掲

げる業務を行う。

- (1) 常務理事は法人の日常的な業務に責任を持ち、業務の遂行状況について理事会に報告する義務を負う。
 - (2) 常務理事の業務については別途定める規程による。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年又は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会が終結する時のいずれか早い日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結する時までその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(欠員補充)

- 第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員の出席をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その年内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により若

しくは電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 監事から第15条第6項第4号の規定に基づいて招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって若しくは電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とし、個人及び団体は1議決とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 会員総数並びに出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数も付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその議会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理 事 会

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって若しくは電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第6章 資産

(資産構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 43 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算成立後に、緊急な変更や軽微な変更などのやむを得ない事由が生じたときは、第 22 条の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。但し、この場合において、理事長は、変更した内容について、当該年内に開催される総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎年終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときには、次年に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 49 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は鹿児島県に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章 事務局及び委員会

(設置)

第 53 条 この法人に、事務局、判定委員会及び学術・研修・広報・調査等に関する各種専門委員会を設置することができる。

- 2 各種専門委員会は常務理事が所掌する。
- 3 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(任免)

第 54 条 判定委員長及び紛争処理委員長は、理事長が選任する。常務理事を兼任することはできない。

- 2 事務局長及び判定委員長及び紛争処理委員長は、理事会の承認を経て理事長が任免する。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局及び各委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2001 年 12 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(別表) 役員名簿

理事長	岩元 泉
副理事長	八幡 正則
理事	上入來 志良
理事	有馬 慶彦
理事	堂園 晴彦
理事	大和田 世志人
理事	大和田 明江
理事	吉永 正信
理事	小林 博文
理事	二宮 涼子
理事	山本 和江
理事	三嶽 公子
理事	久木田 敬一
理事	園山 國光
理事	前園 寛

理事 今村 君雄
理事 片平 剛吉
理事 久保 聡史

監事 池田 光政
監事 向原 祥隆

附則

定款変更は、平成 18 年 6 月 21 日より施行する。

附則

定款変更は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則

定款変更は、平成 24 年 5 月 20 日より施行する。

附則

定款変更は、平成 25 年 5 月 26 日より施行する。

附則

定款変更は、平成 27 年 5 月 31 日より施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。

附則

この定款は、平成 年 月 日から施行する。